

# 呉市立音戸中学校生徒指導規程

## 第一章 総則

### 第1条 目的

この規程は、本校の教育活動を充実させる観点から必要な事項を定めるものである。

### 第2条 表彰

- 生徒のひたむきな行動や不断の努力、まっすぐな真面目さについては、次に定める規程に従って、「サオンドバッジ」を授与し、表彰する。
  - 授業・学習・学校の諸活動を応援するサオンドRED**

通知表（学期毎）において、

    - 全教科の「主体的に学習に取り組む態度」の観点がA評価
    - 特別活動の4項目が全て○
    - 欠席・欠課・遅刻（授業遅刻も含む）が全て無し
  - 部活動を応援するサオンドGREEN**
    - 中体連及び中文連において県大会出場レベルを達成したチーム又は個人（チームの場合は、該当チームに登録してあるメンバーのみ。）
  - 検定やポスター、科学研究、作文、書道などの挑戦を応援するサオンドBLUE**
    - 英検・漢検・数検で各3級以上
    - 科学研究・ポスター・作文・書道等の県レベル入賞者（学校を通して取り組んだもの）
  - 日々の学校生活において真面目な努力を応援をするサオンドYELLOW**
    - 各学級で、月毎（8月を除く。但し3年生は3月も除く）、学校教育目標、めざす生徒像の観点で該当する生徒を男女各1名投票します。そこで選出された生徒
    - 特別支援学級はたんぼぼとにじいろの生徒の中から1名を選出
    - 投票とは別に、先生による推薦で選出される場合もある。
  - 学校外でのがんばりを応援するサオンドWHITE**
    - 学校以外の地域クラブや習い事、教室等において県大会出場レベルの成績を取めた個人又はチーム（チームの場合は、該当のチームに登録してあるメンバーのみ）  
※1 学校以外の内容になるので、申請するときはその内容が証明できる資料が必要です。  
※2 チームに登録してあるとは、例えば地域のバスケットチームに所属していた場合、実際に試合に出るための選手登録がされていることが条件です。例えば、「応援に参加した」という場合は除きます。あくまでも、本人が個人又は団体チームで競技に参加して頑張った結果に対して授与されます。
  - 学校全体の取組に協働・積極的に参加することを応援するサオンドPURPLE**
    - 地域協働の取組、OKPボランティア年間5回以上参加
    - その他、学校（生徒会）の取組を推進した場合
- 「サオンドバッジ」を、その年度で10個以上集めることができた生徒に対し、「ゴールドバッジ」（音戸中学校校章の襟章）を授与する。又、その年度での最多授与者（学年別）には、年度末に学校から表彰する。
- サオンドバッジは制服の胸に1つだけ付けることができる（複数は不可）。但し、学校のカバンや筆箱など自分の持ちものに付ける場合は個数に制限はない。ゴールドバッジは襟章なので、制服の襟に付けることができる。なお、バッジは再授与はできない。
- サオンドバッジやゴールドバッジは、授与されたその人の努力や頑張りや真面目に学校生活を送ったことの証であり、また、音戸中学校のお手本となる生徒としての証でもある。そのため生徒指導上、大きな問題を起こした場合は、没収することがある。

## 第二章 学校生活に関すること

### 第3条 登校及び下校

- 8時15分までに教室に入り、読書を始める。
- 8時15分までに教室に入っていないと遅刻とする。無断遅刻の場合は、指導する。
- 朝会のある時（毎週水曜日）は、8時15分までに体育館に移動し、朝礼隊形で整列する。間に合わない者は列の後に並ぶ。無断遅刻の場合は、指導する。
- 自転車通学は、許可しない。自転車通学をした場合は、不要物持ち込みの場合の指導を行う。

- 5 バス通学は、波多見1～11丁目、高須3丁目（13～15番）、坪井1～3丁目、畑1～3丁目、有清1・2丁目、先奥1～3丁目の生徒に許可する。
- 6 登校後は、校外に出ることは禁止する。無断外出した場合は、説諭、反省文指導及び保護者連絡を行う。忘れ物等でやむを得ず外出する時は、職員室の先生の許可を得て、「外出許可証」を持って、外出する。
- 7 欠席・遅刻をする場合は、8時5分までに保護者が学校に連絡する。
- 8 15時40分までに着席し、帰りの会の準備をする。特別な場合については、別途指示する。
- 9 15時50分までは、帰りの会が早く終わっても教室から出ない。特別な場合については、別途指示する。
- 10 完全下校の時刻は、次のとおりとする。  
4月から中体連新人大会終了まで17時50分完全下校  
新人大会終了から卒業証書授与式まで17：00完全下校  
卒業証書授与式から修了式前日まで17：30完全下校  
**※ただし、中体連・中吹連主催の大会・コンクールの大会など特別な場合は、大会1週間前から、延長を認める。**
- 11 休業日を含む登下校は、学校指定の制服または体操服を正しく着用する。
- 12 登下校中の買い食いは禁止する。違反した場合は、指導する。
- 13 登下校は、学校指定のカバンを使用する。カバンには、ぬいぐるみやシールをつけたり、描いたりしない。（小さなキーホルダーを1つつけるのは可。）違反した場合は不要物持ち込みの場合の指導を行う。違反した場合は、指導する。

#### 第4条 服装及び上履き等

- 1 本校の指定した制服、靴及び靴下を次のとおり着用する。
  - (1) 制服のブレザーは、前のボタンは常にをとめる。
  - (2) ネクタイは、夏服の時以外、常につける。（作業等で特に許可した場合を除く。）
  - (3) 下着は、白色及びベージュ色で無地の物を着用する。（カッターシャツのそでやえりから下着がはみ出る物は不可。）
  - (4) 長そでのカッターシャツは、そでのボタンをとめる。
  - (5) 夏服のカッターシャツのえりの第一ボタンははずしてもよい。
  - (6) スラックスのベルトは、幅3cm程度で、色は黒、こげ茶、紺のベルトを着用する。
  - (7) スカートの長さは、ひざを床につけた時、スカートのすそがちょうど床にふれる程度の長さにする。
  - (8) くつは、くるぶしがかくれる無地の白色のものとする。（ワンポイントは可。大きさは、500円硬貨程度とする。ハイソックスやルーズソックスは不可。）
  - (9) 登下校時のくつは、白でローカットのひもぐつとする。（ハイカットや、色つきのワンポイント・ラインが入った物やかかと部分等に色がついたものは不可。）
  - (10) 春季や冬季には、ブレザーの下に学校指定のセーターは着用してもよい。（セーターのみは不可。）
  - (11) 冬季に限定して、次のことを許可する。期日については、別途連絡する。
    - ① 学校指定のウィンドブレーカーは、登下校時及び部活動のみ着用してもよい。
    - ② 手袋、マフラー・ネックウォーマーは登下校時は、脱靴場まで使用してもよい。色や形状については特に指定しないが、通学バッグに入るようなものとする。
    - ③ 黒タイツを着用してもよい。ただし、体育の授業では着用せず、所定の靴下に履き替えること。ストッキング（おおむね30デニール未満）は許可しない。
 違反した場合は、規定どおりの服装に着替えて再登校させるとともに、指導する。程度がひどい場合は、特別な指導を行う。事情により規定の服装を着用できない場合は、事前に保護者が学校に連絡する。
- 2 制服の移行期間は、5月下旬から6月初旬と9月下旬から10月上旬とし、移行期間を2週間前後設ける。移行期間中は完全更衣に備えて、上着については夏季でも冬季でもよいこととする。
- 3 体育時の服装は、名前を入れた学校指定の体操シャツ、ジャージ、クォーターパンツ、体育館シューズを保健体育科教員の指示どおり着用する。
- 4 部活動時の服装は、各部活動の顧問が許可した服装（指定練習着、ユニフォームなど）を着用する。冬季の朝練習等では、部活動顧問が許可したウィンドブレーカーを着用してもよい。
- 5 上履きは、学校指定のスリッパを着用する。破損等がある場合は新しいスリッパを購入する。

#### 第5条 頭髪

- 1 男女それぞれ次のとおりとする。違反した場合は、保護者連絡をして、原則翌日までに規定とおりの頭髪にさせるとともに、指導する。度がひどい場合は、特別な指導を行う。  
**【男子】** 前髪が目にかからない程度とする。

横髪は耳にかからない程度とする。後ろ髪は襟にかからないこと。

【女子】 前髪は自然にして、目にかからない程度とする

髪が肩にかかる場合は、耳より下の位置で、黒色・焦げ茶色・紺色のゴムで結ぶ。

ピンは黒色・こげ茶色・紺色で細く目立たないものを使用する。

- 2 次のことは禁止する。違反した場合は、指導する。程度がひどい場合は、特別な指導を行う。  
特別な髪型・刈り方、整髪料、染髪、パーマ、アイロン、まゆ毛の変形等、中学生にふさわしくないと地域住民の多くの方々からも判断されるもの。

## 第6条 化粧・装飾・装身具

- 1 次の化粧及び装飾品の使用は禁止する。違反した場合は、装飾品については不要物の持ち込みの指導を行う。化粧の場合は、落とさせて、説諭、反省文指導及び保護者連絡を行う。程度がひどい場合は、特別な指導を行う。
  - (1) 口紅（色つき匂いつきリップクリームを含む）等の化粧類
  - (2) マニキュア等の爪や皮膚への装飾
  - (3) ピアス、指輪、ネックレス、ブレスレット、カラーコンタクト等の装着
  - (4) 制汗スプレー・汗拭きシート等を使用する時は、無臭のもととする。

## 第7条 所持品

- 1 学校には、お金、雑誌、菓子、化粧品、ゲーム、携帯電話、その他学校が許可していないもの、この規程に違反する物の持ち込みを禁止する。違反した場合は、不要物持ち込みの指導を行う。
- 2 所持品には必ず名前を書き、紛失を防ぐとともに、もし紛失したらすぐに教員に届ける。
- 3 特別な事情でお金等を持ってこなければならぬ場合は、保護者が事前に学級担任に連絡し、下校まで預ける。
- 4 携帯電話など、特別な理由があって持ってくる場合は保護者が事前に学校に連絡して、許可を得る。その上で、登校時に学級担任に預ける。

## 第8条 給食

- 1 4校時終了後は、手洗い・うがい等を済ませて自分の席に座り、学習や読書をする。
- 2 当番はエプロン・三角巾・マスクを正しく着用する。
- 3 13時00分までは、早く食べ終えても自分の席に座っておく。

## 第9条 校内生活

- 1 安心して楽しく学校生活を過ごすために、人の嫌がることを言ったり行ったりすることを禁止する。違反した場合は、指導する。特に、いじめは絶対にしない。いじめを見たら絶対に止める。
- 2 授業においてしっかり学習するために、次のことを厳守する。
  - (1) チャイムと同時に授業が開始できるようにする。学習用具は、チャイムの前に机の上に準備しておく。
  - (2) 教員の指示を黙って聞く。話している人を見て聴く、基本的な学習態度を示す。指導無視には、指導する。指導への反抗や暴言等の場合は特別な指導を行う。
  - (3) 授業中には、私語や立ち歩きやいねむりなどの授業妨害になる行為を禁止する。違反する場合は、指導する。それでも繰り返す場合は、特別な指導を行う。
  - (4) 宿題や提出物の期限を守る。
  - (5) 授業道具の忘れ物をしない。
  - (6) 試験の不正行為は禁止する。違反した場合は指導するとともに、当該試験を評価対象外とする。
- 3 机をはじめ落書きは禁止する。違反した場合は、指導する。消えない場合は机の天板の交換等必要経費を弁償するものとする。
- 4 掃除道具をはじめ学校のもの大切に扱う。壊してしまった場合には、すぐに申し出る。
- 5 他のクラスの教室には入らない。
- 6 教室には、許可された物以外は置かない。違反した場合は、指導する。
- 7 保健室は、ケガの応急手当や体調が悪くて休養したい時、自分の体や健康について知りたい時（身長や体重測定、視力検査等）、相談がある時などに利用する。緊急時以外は、できるだけ休憩時間に行くようにする。
  - (1) 保健室に行く時は、保体委員または周囲の生徒に「〇〇のために（〇〇なので）保健室に行く」ということを伝え、学級担任や教科担任の教員にも報告する。
  - (2) 保健室での休養は授業を受けられるようになるまでの一時的なものであり、回復の見込みがない場合は保護者に連絡し、早退する。
- 8 次の礼儀を身に付ける。
  - (1) お互いに気持ちのよいあいさつをする。
  - (2) 授業に開始時は身だしなみを確認し、「お願いします。」「ありがとうございました。」の

あいさつをお互いにする。

号令・・・「黙想」「姿勢」「礼」

- (3) 職員室へは、用事のない生徒は入らない。用事のある場合は、身だしなみを確認し、「失礼します。」で入室し、「〇年〇組〇〇です。〇〇先生、お願いします。」などと呼びかけ、用事をすませます。用事がすんだら「失礼しました。」で退室する。

#### 9 美化を心がける。

- (1) 平素から机やロッカーを整理整頓することを心がける。
- (2) ゴミは、ゴミ箱にきちんと入れる。
- (3) 掃除は全員で取り組み、担当場所は責任を持ち、丁寧に素早く行う。
  - ① 掃除道具は大切に扱う。
  - ② 雑巾はていねいに洗い、しっかりしぼった後、整えて干す。
  - ③ 掃除が終わったら、担当の先生に報告し、全員そろって点検を受ける。
- (4) 校舎・体育館は土足で立ち入らない。(校舎内はスリッパ、体育館は体育館シューズ)
- (5) 花樹を大切にする。
- (6) 学習する雰囲気を高めるため、教室は常に整理整頓し、掲示物等も大切にする。

#### 10 タブレット端末の使用

- (1) 学校で指定した学習活動に関するのみタブレット端末は使用する。また、学習に関係のないインターネットサイトの閲覧や利用、SNSの書き込みや配信はしない。
- (2) タブレット端末及びケースの故障・破損・紛失があった場合、速やかに学校に知らせる。家庭で判断して修理に出したり、廃棄しない。
- (3) タブレット端末の貸し借りはしない。
- (4) 個人情報 (ID, パスワード, 自分や家族や友人などが判別できる写真, 動画, 成績, 住所など) を他の人に教えたりや, 見せたり, インターネット上に登録したり, 情報発信したり, 聞き出したりしない。
- (5) 他人のデータや提出したものを許可なく変更したり, 削除しない。
- (6) 違反したものは, 指導をし, タブレットを没収することがある。
- (7) 取り扱いの詳細は, 「タブレット端末活用のルール」(別紙) に従い, 安全に利用する。

### 第10条 校内安全

安全に過ごすために次のことを心がける。

- (1) 校内放送が始まったら, 静かに聴く。(火災・地震等の緊急避難の際には, 放送をよく聴き, 指示に従って素早く行動できるようにするため。)
- (2) 校舎内・教室は走らない。廊下では右側通行をする。
- (3) 口笛や突然大声で叫ぶなど, 人を刺激するような行動は慎む。

## 第三章 校外での生活に関すること

### 第11条 外出

- 1 校区外に出る時は, 制服が望ましい。
- 2 夜間外出はしない。必ず保護者の許可を得る。
- 3 友人の家への外泊はしない。必ず保護者の許可を得る。
- 4 生徒だけの旅行等は禁止する。
- 5 カラオケ, ゲームセンター, 映画館, ボーリング場などへの出入りは, 保護者同伴とする。違反した場合は, 指導する。
- 6 目的もなく繁華街やスーパー・商店・コンビニエンスストアなどに入入りしない。

### 第12条 交通安全

- 1 交通ルールを守る。特に, 自転車の2人乗り, 無灯火, 信号無視をしない。自転車の左側通行を守り, 並列走行など他人の迷惑になることをしない。
- 2 歩行者としての信号無視をしない。並列歩行など他人の迷惑になることはしない。

### 第13条 校外生活

次のことを守ること。違反した場合は, 状況により特別な指導を行う。

- 1 法律で禁止されていることは絶対にしない。
- 2 エアガン等, 危険な遊具や玩具での遊びはしない。
- 3 友人とのお金の貸し借り等をしない。
- 4 携帯電話・スマートフォン・ライン等の使用についてはマナーを守ること。

## 第4章 特別な指導に関すること

### 第14条 問題行動への特別な指導（第14条 4問題行動対応一覧表 参照）

「社会で許されないことは、学校でも許されない」との認識に基づき、次の問題行動を起こした生徒に対して、教育上必要と認められる場合は、保護者と連携し、特別な指導を行う。

- 1 法令法規に違反する行為。
- 2 いじめ、授業妨害、試験の不正行為、指導無視、指導への反抗、暴言、暴力、その他の本校の決まりに従わない行為。
- 3 その他、学校長が教育上その指導を必要とすると判断した行為。

### 第15条 特別な指導の内容

生徒の自己指導能力を育成するという観点から、状況に応じて、問題行動対応一覧表のとおり、事実確認、説諭、反省文指導、別室指導、保護者面談等の反省指導を段階的に行う。法令法規に違反する行為については警察と連携する。その他必要に応じて、教育委員会、こども家庭センター等の諸機関と連携を行う。

- 1 別室指導は、別室で自分の行動を振り返り、今後はどのような行動をとることが自他のためになるのかを自書しながら考えさせ、よりよい行動への変容を目的として行う。
- 2 別室指導では、次の内容を振り返る。
  - (1) どのような行為がいけなかったのか。
  - (2) なぜそのような行為をしたのか。
  - (3) その行為の結果どうなったのか。（誰に迷惑をかけたのか）
  - (4) 今後、自分はどのように行動するのか。
- 3 別室指導の期間は、基本的に当日からとする。また、再三の指導に関わらず問題行動が続く場合、期間の延長、別室指導、出席停止などの指導に移行する。
- 4 問題行動対応一覧表

指導の段階	指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容の方法
一般的な指導の段階	指導段階1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ シャツ出し</li> <li>・ スカート長短</li> <li>・ シューズのかかと踏み</li> <li>・ 頭髪違反 (速やかに直せるもの)</li> <li>・ その場で直せる服装規程違反</li> <li>・ 複数回の遅刻</li> <li>・ 不要物の所持</li> <li>・ 登下校のルール違反</li> <li>・ 公衆道徳に違反する行為 (唾を吐く等)</li> </ul> ※ 携帯電話・危険物については保護者の来校を要請	①事実確認 ②口頭注意を行い、直させる。 ↓ 事案が継続する場合 ③個別指導 (担任、学年主任、教科担当、部活担当、生徒指導部) ↓ さらに継続する場合 ④保護者と連携を図り指導を行う。(来校要請等を含む。) ↓ ⑤指導に従わない場合、指導段階2に移行する。
	指導段階2	ルール・マナー違反B (指導にある程度の期間を要する重大な違反)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 頭髪違反 (脱色、染髪、パーマ、剃り込み、変形)</li> <li>・ 眉ぞり</li> <li>・ ピアス</li> <li>・ その場で直せない服装違反</li> </ul>
特別な指導の段階	指導段階3	いじめに関すること	①事実確認 ②別室指導(説諭、反省文)又は授業反省 ③保護者来校要請 ④謝罪
	指導段階3	授業に関すること	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 授業妨害や授業放棄</li> <li>・ 指導無視、暴言</li> </ul> ①事実確認 ②別室指導(説諭、反省文)又は授業反省 ↓ 著しくひどい場合 ③保護者来校要請

指導の段階	指導段階	指導対象の主な事柄	指導内容の方法
指導段階4	触法行為A (法規・法令違反)	喫煙, 飲酒, 家出, 深夜徘徊, 道路交通法違反	①事実確認 ②別室指導 (説諭・反省文等) 又は授業反省 ③保護者来校要請 ↓ ④必要に応じて警察と連携
	触法行為B (犯罪行為)	万引, 窃盗, 金品強要, 暴力行為 (生徒間暴力・対教師暴力・器物 破損), 遺失物横領	①事実確認 ②別室指導 (説諭・反省文等) 又は授業反省 ③保護者来校要請 ④警察と連携
指導段階5	重大な緊急対応	生命の危機にかかわるような犯罪や 行為, 学校全体の秩序が脅かされ, 生徒が安心して登校できない状況 を作る行為	①事実確認 (可能な限り) ②警察, 関係機関と連携 ③教育委員会と連携

- ※1 指導のねらいは, 当該生徒の自己指導能力の育成である。
- ※2 指導対象事案が発生するごとに保護者連携を行う。
- ※3 特別な指導の解除は, 指導される生徒本人が改善に向けて指導に従い落ち着いて教室に入れる状態にあること, 教室内の安全・安心な状態にあることを条件とする。指導期間は原則として1回目3日間の授業反省, 2回目5日間の授業反省, 3回目3日間の別室指導とし, 教員と保護者が連携を図り決定する。特別な指導解除日には保護者を呼び, 期間中の様子を報告する。
- ※4 特別な指導の期間中, 指導等に従わなかった場合は, 指導期間や指導内容を変更する。
- ※5 特別な指導で別室指導の期間中, 定期試験等が行われる時は, 別室で受験する。
- ※6 ここに示されていない問題行動に対しても, 5段階の指導段階に照らし合わせて指導する。
- ※7 個別指導, 別室指導は必ず複数教員で対応する。

## 附 則

- この規程は, 平成26年4月1日から施行する。
- この規程は, 平成27年1月27日から施行する。
- この規程は, 平成29年4月1日から施行する。
- この規程は, 平成30年4月1日から施行する。
- この規程は, 令和4年4月1日から施行する。

